

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十九年各公共職業補導所の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第二百二十九号

地方目的法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年
に係る各公共職業補導所の定期監査を執行したので、そ
の結果を次の通り公表する。

昭和三十年九月三十日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	近藤傳一
同	大西節夫

監査箇所 執行年月日

米子公共職業補導所	昭和三十年八月九日
倉吉公共職業補導所	同 年九月六日
鳥取公共職業補導所	同 年九月七日

米子公共職業補導所 昭和三十年八月九日監査

監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫
同	近藤傳一

監査概況

一 当補導所の敷地問題については毎回監査に指摘して
いるところであるが、何等措置されず依然として米子
工業高等学校敷地内にあり、学校及び当所双方ともに
支障をきたしている現状である。また施設は全体的に
見て不備であつて基準に著しく不足している。最近多
年の懸案事項であつた自動車整備科の設置案が漸く具
現化の見込のようであるが、この機会に適当な敷地を

確保し将来性ある恒久的施設として移転改築することが得策と思考する。ことに当所は自動車整備科については応急的建物を現位置に建築し開始する予定のようであつたが、これは根本的に考究し対策を講ずることが肝要につき市当局の協力を求め速やかに問題を解決するよう一層努力されたい。

二 木工科、建築科の施設機械は二科併用しているが、設備が貧弱であり、かつ使用不能のものもあるので基礎的指導に必要な最低限のものは早急に新設する要があると認められた。

三 当所の補導課程について生産処理の状況より検討するに、木工科に例をとつて見ても基礎教育期間においても相当技術を要する製品を製作売却しており、これは過大な生産収入を見込み当所運営経費の財源に充当しているために生産に重点を指向したものと認められ、補導目的を逸脱した傾向が見受けられるのは考究を要する。特に職業補導は従来の徒弟制度を解消するため短期間に学術技能を習得させることにあり基礎教育が

重視されなければならないので、原材料の消耗率等にも十分考慮を加え無理を生じないよう、予算措置においても留意が肝要と認められた。

四 補導生は建築二四、木工二三、洋裁三一、経理五九、計一三七名修了しているが、この中就職者は本職九八、自営一一、計一〇九名で残余の二八名は他の職業或いは家事従事者等となつており、就職指導についても今後一層留意されたい。

五 経理その他事務の処理については次の点留意された。

1 製品売却に当り未完成のものについて調定しているものがあつたが、完成品交付の際調定すること。

2 生産物引継を厳格にすること。例えば作業日誌によれば、展示品である下駄箱二ヶ、机一ヶを十一月十五日売却しているが、引継簿には七月二十日下駄箱一ヶのみを売却時迄に引継している。

3 建築科の作業記録が不明であつたが整備して置くこと。

4 建築科における委託実習工事(新築、修繕、補修等)については当所において設計し、或いは施主の設計に基づき工事仕訳及び施工条件等を明確に決定して正規に見積書を作成し契約を締結すること。特に価格算定については一層適確を期すること。

倉吉公共職業補導所 昭和三十年九月六日監査
 監査委員 松本利治
 同 大西節夫

監査概況

一 多年の懸案であつた当所移転問題は、本年度当初予算に五百万円計上されたが、財政事情等により漸く三月県会に一百二十万円を追加計上され合計六百二十万円をもつて着工、監査当日移転の運びになつていたこととはよろこばしい。しかしながら財源措置の関係で工事の着工が遅延し、この中、工事の一部(二百四十四万円)は、翌年度繰越措置を講じ、現在織布科実習工場は建築作業中であつた。なお新築箇所は排水状況が

悪いにもかかわらずその施設計画がないので、今後主管当局の措置が望ましい。

二 職業補導は、合理的、系統的に実施し得るよう配慮することが肝要である。すなわち、実習は委託品の製作等が多い関係上、系統的な計画執行に支障が多く、殊に生産収入確保に重点が移行し、基礎的な知識技能の教育補導が閑却されている実情であるので、一層適切妥当な計画のもとに特に基礎教育を重視し補導するよう配慮されたい。

三 補導生は定員六十名に対し現在建築科二十名、家具科十七名、建具科十四名計五十一名收容しているが、指導員は各科一名ずつ計三名であつて病欠その他により同時に二ヶ所或は三ヶ所を担当する場合もあり、補導上種々困難をきたしている実情であるから人員配置につき当局の配慮を認む。

四 資材器具等の購入については、市況その他を検討し比較的安価に入手するよう努力していることは結構である。これらの資材受払は指導員が直接取扱つてい

が、払出数量に不適合なものがある。例えば工作依頼書によつて工作指定書を作り、これに基いて各資材を受払つてゐるが依頼の日時が不明であり、また工作指定書による原材料の使用量及び単価決定の方法に一貫性がないので製作加工から販売引渡しに至る間の経過(所要材料、労力原価の算定等)が一見され得るような整理方法を研究し、末端出納を明確にされたい。

五 当所の機械設備は、ほとんど使用不能のものであり、補導目的による能率向上に支障面が多いようであるが、新庁舎の建設に伴つて近代的機械の設置は急を要するものと認められるので、これら老朽機械の更新について当局の配意を望む。

六 経理出納その他事務処理は概ね適正と認められたが、製品の売却代金の収納については、納額告知書により一括払込みをしているが、中には現金扱の場合も予想されるので、その場合は現金領收書をもつて処理するよう改めること。

鳥取公共職業補導所 昭和三十年九月七日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤傳一

同 大西節夫

監査概況

一 理容師法及び美容師法の施行に伴い当所の理容科並びに美容科は定員の増加と施設の拡充が緊要と認められる。即ち当所は昭和二十九年六月厚生省告示をもつて鳥取県理容師、美容師養成所として指定を受け県下唯一の養成機関となつたのであるが、理容科は定員三十名に對し在籍三十九名志望率七倍また美容科三十名定員に對し在籍三十六名四、七倍の競争率で大部分入所できない実情である。このためやむなく通信教育を受講しているものが県下非常に多く公共職業補導の面から慎重に考慮すべき問題である。また両科の実習場は四五、九八坪で狹隘であり施設も不充分であり計画的に整備充実すべきである。職業補導は基礎教育に一層重点を置き運営すべきである。

なお理美容科の補導運営は基礎教育の実施と共に技能習得のためのモデル確保並びに使用料金について業界との調整に努力を要するが、県当局においてもこの点留意し早急善処されたい。

二 木工科に乾燥場を設置したのであるが滲水のため使用できない実情であるので考究善処されたい。即ち工費二十八万八千円で請負施工し昭和二十九年八月完成同年十二月十七日竣工検査を完了しているが基礎工事が粗雑でかつ、床面が下水溝より底く降雨の際は滲水し施設の活用が不可能であるので対策を考究善処することが緊急と認められた。

三 本所には寄宿舎(五四、四六坪)附設し米子、日野地区生徒十八名(男七、女十一)收容し自炊により通所しているが、舎監等なく、人件費等の關係で放任している。また宿直室より相当はなれてゐる実情であるので何等かの対策を考究すべきである。

四 資材器具等の購入については市況及び品質等を検討し慎重を期すべきである。例えば二十八年度購入した

原材料(木材)中二十九年度繰越八十三石の内約半分が使用不能となり他はほとんど資材として価値がないものとして放置していることは遺憾である。特に木材料購入に當つては技術的検計の上購入するよう措置すべきである。

五 経理出納その他の事務処理は概ね良好であるが、次の点留意されたい。

- 1 製品売却は引継簿によつて売却しているが、その受払が明確に処理されていない。また製品の単価決定について内容の不明確のものがあるので嚴格に処理すること。
- 2 生産品の代金収納はすべて納額告知書をもつて払込んでいるが、場合によつては現金領收の上出納員が払込みするよう適正処理すること。
- 3 原材料の受払は指導員が受払を行っているが不明確である。随時に棚卸をし実在を明確には握しておくこと。
- 4 製品の所内転用について決裁を経ないで処分していることは遺憾である。